

第11回 青森県景観形成審議会の議事概要

日 時：平成16年11月9日（火）13：00～

場 所：青森県庁北棟7階A会議室

[出席委員] 木下委員、斎藤委員、定委員、田中委員、田村委員、長谷川委員、
藤川委員、真武委員、森田委員、山谷委員

[他の出席者] 高坂環境生活部長、小笠原県民生活政策課長、中山総括主幹、
景観・ユニバーサルデザイングループ員

【司 会】

ただ今から「第11回青森県景観形成審議会」を開催いたします。

辞令交付（省略）

【開会挨拶：高坂孚環境生活部長】

青森県景観形成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、「青森県景観形成審議会」の委員にご就任いただき、誠にありがとうございました。

また、常日頃から、県政の推進に深いご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、県では、県民にゆとりと潤いをもたらす優れた景観を保全し、創造するため、平成8年3月に「青森県景観条例」を制定し、当審議会の委員の皆様からのご意見、ご助言をいただきながら、大規模行為届出制度による規制誘導や景観に対する意識醸成のための普及啓発など、各施策の推進に努めてきたところです。

しかしながら、自治体の景観条例では法的効力に限界があることから、都道府県及び政令指定市で構成する全国景観会議を通じて、景観法の制定を国に要望してきたところ、国において、この6月に、都市、農山漁村などにおける良好な景観形成のための景観計画の策定や景観計画区域等における規制のほか、施設整備に対する支援なども盛り込んだ、わが国で初めての景観についての総合的な法律となります「景観法」が制定され、来る12月17日に施行されることとなりました。

この景観法の本県での適用や、法施行に伴う県景観条例の改正等につきましては、委員の皆様のご意見もお伺いしながら取り進めてまいりたいと思っております。

県としては、今後とも本県の豊かな自然や貴重な歴史的・文化的遺産をはじめ、先人が守り育ててきた景観を保全するとともに、開発や利便性との調和を図りながら、新しい景観を創造する取り組みを進めてまいりたいと考えています。

どうか、委員の皆様には、この審議会において、幅広い観点から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

委員紹介（省略）

事務局紹介（省略）

【司 会】

本審議会は、青森県附属機関に関する条例により、会長及び副会長を置くこととしておりますので、ここで組織会に移らせていただきます。

青森県附属機関に関する条例では、会長及び副会長の選任は、委員の互選によることとされておりますが、慣例により、皆様から、どなたか適任の方をご推薦いただくということではいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

【田中委員】

長谷川前会長においては、審議会の発足時より、委員としてまた、会長としてこれまで務められ、景観行政に精通していることから、今回も会長に長谷川委員を推薦します。

【司 会】

ただいま、田中委員から会長に長谷川委員を推薦との御発言がありました。副会長につきましてはどなたかございませんか。

【田中委員】

景観法がこの6月に制定され、色彩についても重要視されてきていることから、景観形成におけるきわめて重要な要素である色彩の専門家である田村委員を推薦します。

【司 会】

ほかにございませんか。会長として長谷川委員、副会長として田村委員の推薦がありましたがいかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【司 会】

御異議がないようですので、長谷川委員に会長の任務を、田村委員に副会長の任務をお願いいたします。長谷川委員は会長席にお移りください。

【司 会】

それでは、ここで、本日、本審議会の会長として選任された長谷川会長からご就任の挨拶をいただきたいと思います。

【長谷川会長】

ただいま会長の大任を仰せつかりました長谷川でございます。前委員の皆様とともに「あおもり景観創造プラン21」という、ある意味今後の景観の整備を進めていくテキスト作りに、田中さんをはじめとする全委員の方々には大変ご苦勞をいただきました。このような「あおもり景観創造プラン21」という基礎の上に立って、これからさらに事業を進めていかなければならないということで、委員の皆様には今後とも厚いご協力をいただいで進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【司 会】

ありがとうございました。

引き続きまして、副会長として選任された田村副会長からご就任の挨拶をいただきたいと思います。

【田村副会長】

田村でございます。私は青森の住民ではございませんけれど、訪れる者の一人として、青森はこうあってほしいという意見を大切にひて、思ひを込めて務めさせていただきたいと思ひます。こちらにお住まいの方は、是非ご自分の土地を愛している視点から皆さんでいい景観をつくっていくことをご一緒にしたいと思ひております。よろしくお願ひいたします。

【司 会】

ありがとうございました。

これもちまして、組織会を終了させていただきます。

【司 会】

引き続きまして議事に入りたいと思ひます。

青森県附属機関に関する条例により、本審議会の議長は、会長が務めることとなっておりますので、この後の進行については、長谷川会長にお願ひいたします。

【長谷川会長】

よろしくお願ひします。

まずは、事務局から、「青森県景観形成審議会の担当する事務及び青森県景観条例の概要について」と関連する「景観形成施策について」の2つについて、続けて説明していただきまして、その後、委員の皆さんから御質問、御意見を伺うということで進めたいと思ひます。

それでは事務局から説明をお願ひします。

【中山GL】

(配布資料に基づき説明、省略)

【長谷川会長】

それではただ今の説明に対し、各委員のご質問、ご意見等がございましたら伺いたいと思います。いかがでございますか。どうぞ。

【森田委員】

景観アドバイザーというのは県のほうにいらっしゃるのですか。

【中山GL】

これは以前作ったリーフレットですがこちらにありますとおり、10名のアドバイザーを選定してありまして、こちらに助言や指導の依頼がきた段階で市町村、及び県民、民間企業に対して派遣する制度で、年間だいたい10件からちょっというかたちです。派遣費用は無料です。

【森田委員】

実は今、国立公園の奥入瀬が雨が降ると濁流になるですよ、昔は大変きれいな水だったのですが、それをよくよく調べてみたら見える場所は樹木があるが、陰の方は樹木がない。環境省に行くとそれは林野庁だ、林野庁に行くと環境省だと、たらいまわしされております。で、このようなのであれば、こういう方々にお尋ねして、昔のようなきれいな奥入瀬にするためには木を植えていかなければならないのかなと思ったものですから、アドバイザーの派遣は有料か無料かをお尋ねしました。

【中山GL】

全て、県のお金で派遣いたします。よろしく願いいたします。

【長谷川会長】

よろしいですか、そのほかどうぞ。

【田村委員】

その年間10件程度のアドバイザー派遣では、どのような依頼が一番多いのですか？

【中山GL】

本年は残念ながら景観アドバイザー制度の派遣依頼として、このような問題意識を持った派遣というものではなくて、例えば先ほどご説明いたしました、小学生の景観学習教室とかそういうもので、こちらにもいらっしゃいます齋藤嘉次雄委員は樹木医さんでございますので、公園を見て歩きながら景観の大事さを子供たちに教えるというのでも活用させていただいておりますし、その他具体的には今八戸港というのがありましてそちらのほうで港の色彩計画というのをつくろうとしております。その依頼に対しまし

ても八戸に在住している2名の景観アドバイザーを派遣いたしまして、港の色彩及び港の景観に対しての指導・助言をしていただいているものがございます。景観に関するものであればアドバイザーの先生方はなんでもできるものですから、まちづくり、造園、緑化、土木、田中一博様は、景観計画、環境デザイン、色彩それといろいろな分野の方をそろえておりますので、大体において対応できるのではないかと考えております。

【藤川委員】

意識啓発に関してですが、この対象が行政に携わる職員を対象にしておりますが、なんとかして一般地域の住民を対象としたような研修会というか講座を開催できないのかということのを要望してみたいと思います。実はこの景観アドバイザーの派遣というは大変いいことなのですが、残念ながら一年に一回というようなことであると、知識が連続して貯められないというか、きちんとした知識の連続が無くなってしまいます。やはりそういうことであると、一年に三回かとか四回の講座を是非開催していただきたいと思えます。実は私は景観人でありまして、県の事業であります養成講座を終えた者なのですが、非常に勉強になりました。このような一般住民を対象とした景観に関する講座が、いかに景観に対する啓発に役立っているかということ、実は強調したくてここにやってまいりましたのですから、普及啓発に対する予算を一般住人への講座開催へまわしていただきたいと思っております。以上です。

【中山GL】

藤川さんのご意見につきまして、参考とさせていただきます。今、地域景観づくり市町村職員研修というのがひとつあるのですが、実質的にはこれを毎年やっても意味がないということで、これは次年度以降内容等について変更できるのであれば、地域住民を対象とした普及啓発というものも今後考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【長谷川会長】

その他いかがでしょうか。どうぞ。

【山谷委員】

地域の景観ということなんですけれど、最近二年くらい前に出来ました大きい公園の近くに行きましたので寄ってみましたら、その公園がとても荒廃してまして、草は伸び放題、高木に蔦が絡まったり、インターロッキングはひび割れしたり、とても残念だなと思えました。つくるときは街に潤いをとか、人々に憩いの場をという目的でつくられたと思うのですが、やっぱり公園が地域の方々に親しまれるというのは、出来てその後それを維持して守っていくというのが大切なのではないかなと、そこからスタートじゃないかなと思えます。それからその後維持管理をしていくのにいろいろ財政面とか、問題はあろうと思うのですが、そのようなのは二年くらい発注者の方で管理をしていただいて、そのあとは地域の方に委ねるとか、近辺の学校の景観教育の一環として、生徒たちがみんなでお掃除するとか、地元のボランティアの方々をお願いするとか、そ

ういうふうに出て来てしまっていて終わりというのではなくて、そこからまた地元みんなの公園になるための方法はないのかと思っています。

【中山GL】

今のご発言ですけれど、具体的には市町村ベースの話になるかと思いますが、その公園等の維持管理及び街路樹等も似たようなものでございますが、このような観点につきましては、住民からの声が無いと行政というのはなかなか動けない、動かないという部分がございます、その事実を知らないという点もございますので、まずは声を挙げていただくこと、つまり県民が景観に対する意識を高めるということがまず必要かと思えます。

県といたしましては、市町村の景観行政担当者会議も年に一回開催してございまして、景観に対する重要性については訴えかけておるところでございますし、先ほどの説明にもございましたけれど、来年の二月に市町村景観行政担当職員等を対象に、景観法についてもあるのですが、地域の景観に対す取組姿勢をさらに強めていただきたいというような意識でもってやりたいと思えますし、今言ったお話も「景観審議会から出されております」と、「自分たちの公園等、景観に関するもの全般に渡って見つめ直していただきたい」というような話しはその場をかりて伝えたいと思えます。よろしく願いいたします。

【田村委員】

私は昔の建設省の時代から、今年19回を迎えた「手づくり郷土賞」の審査委員をしています。当初は優良な社会資本としての公共事業を根付かせるための賞でしたが、ここに来て大規模開発のみにお金を使うのはよくないという時代の流れの中で、本来の意味での地域に根ざした手づくりのプロジェクトを選ぼうという傾向に変わってきています。

そして第16回から、事業の「整備部門」と地域の人が関わった「活動部門」とに分けて選定するようになりました。その多くの事業の最近の傾向としては、今おっしゃったように地域住民の支援がないといけないことに気付いた行政が、計画の最初の段階から住民に意見を聞いて作り上げていくという例が増えてきています。

公園、河川や道路の整備、地区センターの建設など、計画の段階から市民を巻き込むと、自分達のものという意識が芽生え、最終的には維持管理まで住民達が楽しみながら関わっているのです。今後ますます「行政と地域住民とのパートナーシップ」が重要になっていくと思えます。

【長谷川会長】

これについては、貴重なご意見をいただいたということによろしいかと思えますがあといかがでしょうか。

以上でよろしければ、次に移りたいと思えます。

この6月に制定されて、来る12月17日に施行されることとなった、我が国で初めての景観についての総合的な法律であります「景観法」の概要について、事務局から説

明をお願いします。

【増田総括主査】

(配布資料に基づき説明、省略)

【長谷川会長】

どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対し、各委員の皆様からご質問・ご意見等がございましたら伺いたいと思います、よろしく願いいたします

【田中委員】

今までの事務局からの説明を聞いて、四点ほどありますので、決してこれは事務局いじめではございませんので誤解しないでください。

今の景観法の話からいきます、青森県が本気に美しいふるさとづくりを推進しようと思ったならば、景観法の普及啓発、住民合意のアナウンスといったものは絶対に必要なんです。ということは、法律というものは非常に今の話を聞いていても、なかなか理解できません。聞ける、読めるけども理解出来ない場合が多くございます。だから、これからは住民合意というものが柱部分ですから、自分たちの規制は、自分たちで決めなさいというのが、景観条例、景観法ですから、もう少し県民、市民が“ あっそうだね ”とわかるように、景観法はこういう背景ですよ、なぜ、どうしてなのか、どのようにすると県民に経済効果があるのかということを知ってもらわないといけません。景観条例が策定されない、景観が普及しないということは、自分たちの生活に景観は関係ないと思っているからです。だから景観法というものはそういうものではなくて、根っここの部分は、地域がどのようにして元気になって、活性化するかというのが景観法でございます。そういう点をもっともっと、これからは県サイドとすれば、わかりやすく、普及啓発する。それからまた、景観法の概要は国土交通省が定めた全国共通版でございます、そこで持って棚田とか、立体公園とか言ったとしても青森県に住んでいる人は、なに？となる。もしも予算があったならば、青森県版のあまりお金を掛けなくて、地域発信用の景観法の概要版が必要になってきます。九州の立体公園だとか、四国や九州の棚田といっても県内に住んでいる人はわかりません。だから、そのような努力も必要かと思えます。

それから、二点目につきましては、何年か前にあるマスコミが、県では景観重点地区を設定したんだけど、未だに制定されていないという鋭いご批判があったのですけれど、景観法の施行に伴って、景観地区の設定がなされなければ景観法というものは形骸化する恐れがあります。ということは重点地区、景観地区を設定しなければ、モデル地区も出来ないし、どのように変わったかということも住民とか県民というものは見えません。それでも今まではいいとしても景観法の施行に伴ってそれは絶対に必要です。そのためには住民説明、住民合意ということをもって、県行政とすればもっとわかりやすく、誰でもがそうだねと言えるような情報発信が必要だと思えます。

それから、三点目につきましては、大規模行為についてですけど、年間300位あがって

いると思いますが、我々、景観審議会の委員は、どういう風なものものがあがって、県でどのように指導しているのかということが判らないですから、もしも情報公開資料であったとすれば、委員の皆様方にこのようなものがあがって、県ではこのような指導して、このように変わったという風なことも委員の方が地域のためにがんばるんだという一つのきっかけになると思いますのでお願いします。それはオープン資料であったらという話でございませう。

最後ですが、一つ気に掛かったのですが、今までは「ふるさと眺望点」ということでもって一町村が一カ所となっていますが、合併になったらこれはどうなるのですか。という単純な質問でございませう。

【中山GL】

今の田中委員からの質問及び要望についてお応えします。

景観法の制定というのは景観行政の後押しになる部分というのが根底にあると思いますが、景観法そのものこれは国土交通省の方で定めました内容が、市町村が主体で県というのは二の次三の次でございませう。ですから、さきほど田中委員からもお話があったように、いまの条例上は重点地域というものは県は指定できることにはなっておりますが、景観法を適用した場合、景観地区というものに移行した場合は、景観地区は県は指定できないことになっておりますので、市町村のみでございませう、つまりそういう狭まった地域を指定するのはその地域を直接所管している市町村がやるべきだというニュアンスでございませう。具体的な適用方法について県としては来年度以降の取組みとなりますが、市町村の意見は無視し得ないものがございませう。今現在も皆様もよくご承知のとおり、市町村におきましては、来年の4月という一つのリミットがありますが、市町村合併という嵐の中にありまして、景観どころではないというのが正直なところではないかと思っております。その辺の動きが一段落した段階で市町村等の意見も踏まえて、県の景観条例等への景観法の適用を考慮して行かなければならないと思っております。それから、今言ったような観点から住民合意、県民へのPRこれは絶対必要だというのはもちろんのことです。12月17日に景観法そのものが施行されるわけですが、その具体的な政令省令については、まだちょっと考え方等わからない点もありますので、その辺等認識されまして、市町村の担当者の意識を高めなくてははいけません。それから市町村が主体的に取り組むことが必要だと、つまり市町村が景観法の適用を考えて、景観計画団体になるのが最高の地域おこしになるのですが、それ等に向けて、県としては強力に市町村に働きかけたいと、来年の2月にその意味も込めまして担当職員に対する発言をしたい、そして今、田中委員から言われたような住民合意、県民へのPRこれ等についても逆に市町村に一生懸命動いてほしい、市町村が動かない部分については、県がそれなりの補足手段として、PR手段を考えるという形になるかと思っております。

それから、大規模行為の内容につきましては、口だけで、数字だけでということで、大変申し訳ないと思っておりますけど、これらにつきましては一応どのような内容で出せるか少し検討した上で出したいと思っております。それから口頭指示で直した部分につきましては、これまで記録的にとるようなシステムを執ってなかったものですから、今後はそのような内容についても記録して残るような形で、この届出制度をシステム化したいと思っております。

おります。ふるさと眺望点につきましては、当初、一市町村ひとつということで、それで限定しているものではございません。毎年市町村の景観担当者会議をやっているのですが、今年も新たなふるさと眺望点、薦められる眺望点、地域が誇りとする眺望点を推薦ください、そうすれば県として指定しますよ、県としてはPRに努めたいと思います、ということでは毎回呼びかけているのですが、市町村は合併推進の中でなかなかご提案のないところがございます。ただ、県としては67カ所しか青森県、見所が無いという訳じゃないですから、どんどん進めて参りたいという気持ちは充分でございます。

【田中委員】

ものすごく気になる点がございます。

これは県の問題というより、各自治体の問題ですけど、日本では画期的な景観法の施行というものに関し、今までは合併問題とかいろんな事がありますが、景観どころではないという視点自体がいけないと思います。景観法の背景というものは、日本から外国へ行っているのが1500万人、外国から日本にきているのが500万人、それはどうしてこんなに違うのかなということで、小泉首相がこれはちょっと問題だねということでもって、これからの日本は新しい企業がなかなか面倒だから、交流人口、外貨を習得してそれが地域日本の活性化にしましょうというのが計画の背景でございます。だから市町村の財政逼迫、行財政の景観法の施行というのは非常に大きな切り札になります。だからそういうことでもってもっともって地方の市町村には、景観というものは単なる美しくするという、単なる次の時代に継承するものとしてだけではなくして、これが地域活性化の要ですよという青森県の重点事項として知事に提言して、知事がトップセールスして、景観、景観と言えば、段々そういった形が出来上がる。だから景観というような単なる風景とかではなくして、あくまでも、まちづくり、地域づくりとして、合併したとしてもこのような形で持っていけばいいですよと、担当部局だけではちょっと面倒だと思いますが、やはり総合行政として、景観どころではないということを改革しないといけないと思いますので、その辺をなんとか指導しておいてください。

【長谷川会長】

要望というところで。あといかがでございますしょう。

【斎藤委員】

ちょっと私勉強不足で申し訳ありませんけど、この景観法ですが、文化財保護法、自然公園法、都市公園法、いわゆる先発した法律といろいろと非常に競合する部分があると思うのですが、その辺が先ほど言われました、これから各自治体の方がこの法律を活かして地域づくりをしていくんだと、果たして各自治体の担当者がこの辺の整合性といいますが、各法律との調整をやってうまく活用できるのかなと非常に疑問に思います。それにおきまして、この辺をこの法律を活かすために、また地域を活性化するために、県は整理をして、各自治体に指導すべきであり、また、この法律の意味合いを理解してもらおうべきだと思います。以上要望でございます。

【中山GL】

この景観法の制定につきましては、去る7月30日に全市町村を集めまして、国土交通省の担当官より、とりあえずの具体的な説明会を一回開催しております。今、政令・省令が決まります。そうすれば景観法の解釈というのが段々固まっていく部分というのがあります。それから、関係法律等につきましても、さらにその解釈は沢山出てきますので、その時点におきまして、逆に市町村の景観どころではないという意識を変えるためにも、景観法の適用に向けて、県としても来年の担当者会議や必要であれば秋もやっておりますのでそれらの機会を通しながら、これらのPR、普及啓発などに努めて参りたいと思っております。

【木下委員】

関連なのですが、私は津軽のこみせ通りから来ていますので、景観に関しては従来から重伝建（重要伝統的建造物群保存地区）の指定を受けるということでの動きが文化庁の中であって、いまの斎藤委員の言うように、文化庁と国土交通省との関連というのがどうなのかということがすごく難しい判断になると思うんですね。その辺がどのようになるのか、あるいは、逆の言い方をするとまだ事例がないんですよ、ですから施行するという側から言うと、事例がないものは、ある意味前例がないということからすれば、新しい真っ新ななかに、計画を実施していくといった形で実績を作っていくのも一つの方法かなという風にも考えるので、黒石市の担当の課はわかっていますが、うまくお互いに利用し合いながら、例えば景観法に基づいた建造物の指定なんかを受けていくということも地方として、黒石として出来ることなのかなと思っております。個人的にも黒石のことを考えたときには、是非取り組んで事例として残していくことが各市町村にとってもプラスになると思いますので、出来るだけ頑張って来年の5月になってことであれば、それまで市とタイアップしながらそういうことが出来るのであればやっていきたいと思っております。同時に、今年3月をもって、文化庁の指定を受ける手続きを今してしまっていて、重伝建の指定を受けるという方向で黒石のこみせ通りが動いております。その記事も皆さんに持ってきておりますので皆さんにお見せするつもりですが、そういう意味では今回の景観法ということで、単に景色とかという見方しかしていなかったのですが、まちづくりそのもの例えば伝統的な、文化的な遺産あるいは街そのものが景観としてというのであれば、大いに私どもも頑張って黒石のこみせは景観にふさわしいと、歴史的な建造物だということを大いに謳いながら頑張っていければという風に思っております。

【長谷川会長】

ありがとうございました。

いまひょっとしますと、黒石のこみせがパイロットケースとして取り上げられるということになるかもしれませんね。その点期待しております。

あといかがでございましょうか。

【森田委員】

住民の意識がないとなかなか田中委員が申しあげましたように、やはり今回書類を先に送っていただきまして一番目につきましたのが、伊勢市の観光客が9倍に増加したというのが一番興味をそそったのですね。例えば報道関係に広報としてテレビを15分位ずつやっていますけど、理想の事よりも現実にそういう景観がまちの収益にも影響するようなことを訴えると私みたいな人間はすぐに飛びつくわけですね。報道の仕方も青森県は観光立県をしまして1800億ぐらい観光収益があるわけですので、それを増やしていかなければ県の財政も苦しい訳ですので、例えば黒石、十和田、弘前とか青森がみんな観光名所になれば、お客さんも、滞在客も多くなることだし、県にもお金がおちることになると思うんですよ。ですから、田中委員がアドバイザーになって各市町村にも出かけていっていると思いますけど、藤川委員が言いましたように、市町村の行政の指導だけでなく、住民の意識の高揚というのが大変大事だと思うんです。私、里山づくりという会をやっていますけど、やはり従来の植物が山野草ブームで抜かれていくので、それを種から育ててまた植え込む作業をしております。そういうのも自分たちが出来ることから始めようということでスタートしております。行政は何ら指導もしていませんし、住む人が一番自分の土地が衰えることは自分たちが生活出来ないことになりますので、そういうことでやはり下の底辺からの盛り上がりが一番大切ではないかと思います。ですから、同じ講師の方に謝礼を払うのであれば、10人聞こうが、100人聞こうが一緒だと思うので、そういうのを新聞でお知らせして皆さんで聞いて意識を高めていったらいいのではないかと思います。

【長谷川会長】

ありがとうございます。

いろいろと要望からご提言からございましたが、大体出尽くしたかなと思いますので次に移りたいと思います。その他として「大規模行為検討委員会委員の選任について」、事務局から説明をお願いします。

【中山GL】

(配布資料に基づき説明、省略)

【長谷川会長】

ただいま、事務局から、県が大規模行為の審査を行う際に助言を行う「大規模行為検討委員会」の委員選任について、説明がありましたが、皆様、この選任について、何か御意見ございませんか。

【森田委員】

会長一任でよろしいのではないのでしょうか。

【長谷川会長】

ただいま、森田委員より、会長一任とのご提案がありましたが、いかがでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【長谷川会長】

異議がないようですので、それでは、私から指名させていただきます。
先ほどの事務局からの説明にもありましたが、所掌する事務は、当審議会に諮るべきかどうか、景観上重要と判断される大規模行為が発生した場合の助言を行うことです。
設置要綱の別表にもありますように、これまでも、その専門に関する分野の方々を選任しており、今回、改選後の委員の中に、都市デザインの田中さん、観光の森田さん、緑化の山谷さんと、この検討委員会の委員経験者が3人いらっしゃいます。
この3人の方々には、継続してお願いし、残るお2人については、分野的に、商店街における地域づくりの木下さん、そして、建築士の^{さた}定さんを選任したいと思います。
5人の方々、いかがでしょうか。

(5人、了解)

それでは、よろしく申し上げます。
事務局の方では、そのほか、何かありますか。

【中山GL】

ありがとうございます。
選任された5人の検討委員会委員の方々には、よろしくお願ひしたいと思ひます。
なお、設置要綱では、委員の互選により委員長を選任することとなっておりますので、5人の委員の方々には大変ご足労をおかけしますが、審議会終了後、そのまま残っていただき、委員長の選任をお願いすることとなります。なおこの結果につきましては、後日皆様にご通知させていただきますのでよろしくお願ひします。

【長谷川会長】

では、最後に景観行政全般に関するご意見、あるいは、これまでの御発言に関して補足したい点等ございましたら御発言ください。

特段ないようでございますので、皆様大変ご活発にご意見をいただきましたし、大変建設的な意見だったと思ひますが、事務局には今後の業務等の施策に本日の会議でのご意見等につきまして参考にしていただきたいと思ひます。より良い景観行政を進めてもらえればと願っております。以上で本日予定した案件については全て終了いたしました。皆様には議事進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

【司 会】

長谷川会長どうもありがとうございました。
以上をもちまして、第11回青森県景観形成審議会を終了いたします。委員の皆様方、

本日は誠にありがとうございました。

「青森県大規模行為検討委員会委員長の選任結果」

青森県大規模行為検討委員会の委員長は、委員の互選により、**田中 一博氏**にご就任いただくこととなりました。

青森県大規模行為検討委員会委員（五十音順）

氏 名	備考
木 下 啓 一	
定 喜久美	
田 中 一 博	委員長
森 田 玲 子	
山 谷 文 子	